

まつだい地域振興会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、まつだい地域振興会（以下「振興会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自立的にまちづくりを行うことを目的とする。

(地域)

第3条 本会の活動の区域は、松代中学校区内とする。ただし、他の自治組織との協力・連携した活動をする場合はこの限りではない。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりに関する調査・研究、地域情報の発信等に関する事業
- (2) 教育、文化、伝統継承等に関する事業
- (3) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (4) 福祉、健康づくり、環境保全等に関する事業
- (5) 産業、観光交流、定住促進等に関する事業
- (6) 地域の各種事業の請願・要請に関する事
- (7) 地域内の集落、団体、その他関係機関との連絡調整
- (8) その他の目的達成のために必要な事業

(事務所の所在地)

第5条 本会の事務所は、松代支所地域振興課内に置く。

第2章 組 織

(会員)

第6条 本会の会員は、第3条で規定する地域内に居住する住民及び協力団体とする。

2 前項の協力団体の選考については、別に定める細則による。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名

- | | | |
|-----|---------|------------------|
| (3) | 理 事 | 12 名 (会長・副会長を含む) |
| (4) | 事 務 局 長 | 1 名 |
| (5) | 会計責任者 | 1 名 |
| (6) | 監 事 | 2 名 |
| (7) | 参 与 | 若干名 |

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長は、理事の中から理事会において選出し、総会において承認を受ける。
- (2) 理事は、別表2により選出し、総会の承認を受ける。
- (3) 事務局長及び監事は、代議員以外から理事会において推薦し、総会において承認を受ける。
- (4) 会計責任者は、事務局長が兼務する。
- (5) 参与は、松代地域選出の市議会議員等とする。

(役員の任務)

第9条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。また、総会及び理事会を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の企画調整を行う。
- (4) 事務局長は、事務局を統括し、専門部会と理事会の調整を行う。
- (5) 会計責任者は、会計事務を統括する。
- (6) 監事は、年1回以上会計及び会務を監査し、総会に報告する。
- (7) 参与は、本会の運営に関し、的確なアドバイスをし、請願陳情に際してできる範囲の協力を惜しまないものとする。

(役員の任期)

第10条 本会の代議員及び役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 役員の任期中に変更があった時は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、その任期が満了した後においても後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員の報酬)

第11条 役員のうち、会長、副会長、理事、代議員、監事、部会長に報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額は、総会において決定する。
- 3 前項の報酬の額は、別表3による。

第3章 会 議

(会議)

第12条 振興会の会議は、総会、理事会、企画会議及び専門部会とする。

2 企画会議は地区振興会長会議とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は、構成する者の過半数以上の出席がなければ開催できない。

2 会議は、原則公開とする。

3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について事前に周知することとする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、代議員制とし、学区内の各地区振興会から選出された代議員及び協力団体から選出された代議員をもって構成する。

2 各地区振興会及び協力団体から選出される代議員の数は別表1のとおりとする。

3 総会は、本会の最高議決機関であり、この規約に定める事項のほか、振興会の目的を達成するために必要な重要事項を決定する。

4 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、特に必要がある場合は、臨時総会を開催する事ができる。

5 総会は、次の事項を決定する。

(1) 事業計画及び予算の決定に関すること

(2) 事業報告書及び決算の承認に関すること

(3) 役員の選出に関すること

(4) 会費に関すること

(5) 規約の制定、改廃に関すること

(6) 市長その他の市の機関から意見を求められた事項に係る審議及び具申に関すること

(7) その他重要事項に関すること

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、理事、参与及び事務局長をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会において諮るべき事項及び振興会の運営に関すること

(2) 協力団体を別に定める細則により選考すること

(3) 専門部会の改廃及び専門部会間の調整を図ること

(4) 十日町市松代地域振興基金の活用を審議、承認すること

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を決定すること

- 3 理事会は、総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行することができるものとする。
- 4 会長は、必要と認めるときは、理事会を構成する者以外の者を出席させ、意見を求める事ができる。

(企画会議)

第 16 条 企画会議は、会長、副会長、各地区振興会長及び事務局をもって構成する。

- 2 企画会議は、次の事項を協議する。
 - (1) 十日町市自治組織連絡協議会の提案、協議内容について意思統一を図る。
 - (2) 改選期には、次期会長、副会長等を選考し理事会に諮る。
 - (3) その他振興会の専門部会に提案する事項を協議する。
 - (4) 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第 17 条 専門部会は、代議員で構成する。ただし、会長・副会長は、専門部会の構成員とならない。

- 2 部会は、総会及び理事会で決定された方針等に基づき事業を実施する。
- 3 部会は、部会長が招集する。
- 4 部会は、次のとおりとする。
 - (1) 総務防災部会
 - (2) 福祉教育部会
 - (3) 産業観光部会
- 5 部会には、部会長 1 名及び副部会長 1 名を置き、部会長及び副部会長は、当該部会に所属する理事の中から選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し、会務を統括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 部会長は、会議に議長となり、部会で協議する事項及び実施事業について、事務局長をつうじて会長に適宜報告しなければならない。
- 9 部会の改廃は、理事会で決議し、総会の承認を得るものとする。

第 4 章 事務局

(事務局)

第 18 条 本会の運営を円滑に行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

第5章 会 計

(会計)

第19条 本会の経費は、会費、負担金、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第20条 会費は、毎年度本会で定める額を世帯ごとに納入する。ただし、災害等の特殊事情を考慮し、これを減免する事ができるものとする。

2 前項に掲げる世帯において、複数世帯が1戸住宅に同居する場合は、これを1世帯とみなす。ただし、集合住宅には適用しないものとする。

3 協力団体の会費は徴収しない。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日で終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第22条 本会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

第6章 その他

(雑則)

第23条 この規約の定めのほか、本会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附則

施行月日	平成24年	4月	1日
改正施行	平成26年	4月	1日
改正施行	平成27年	5月	15日
改正施行	平成29年	4月	18日
改正施行	平成29年	12月	18日
改正施行	平成31年	4月	24日
改正施行	令和2年	2月	27日
改正施行	令和4年	5月	11日
改正施行	令和6年	4月	25日
改正施行	令和6年	6月	13日